

久納会計 FAX ニュース

年末調整とマイナンバーについて

平成28年11月21日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

今月のFAXニュースのテーマは年末調整とマイナンバーについてです。この時期になると、保険会社から保険料控証明書が届きますので、年末調整を意識される方も多いかと思えます。年末調整と併せて昨年同様にマイナンバーについてもお話しさせていただきます。

マイナンバー

本年度の年末調整から、扶養控除申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。従業員本人だけではなく、控除対象となる家族についても、マイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーの提出を従業員から受けられない時にはどうしたらよいかというご質問を良く受けます。

現状では税務署等の行政側は源泉徴収票等の書類にマイナンバーの記載が無くても受理しますので、問題はありません。したがって、マイナンバーの記載がなくとも、何ら不利益はないため、提出を受けられる従業員の方から順次処理をしていくことをおすすめしています。ただ、今後のことを考えると、マイナンバーの提出を拒否されている従業員の方にも、提出が必要である旨をご説明頂くようお願いいたします。

マイナンバー制度については、税理士会を含めた各種団体から書式や制度上の不備が指摘され、それが順次修正されております（例：相続税の申告書に記載するマイナンバー等）。制度としては始まったばかりで、これから制度として固まっていくものだと思います。こういった場合には、状況の応じて柔軟に対応していく必要があると思います。疑問点がある場合には当事務所の各担当者へお問い合わせ下さい。

年末調整

年末調整とは、会社から給与の支払を受ける人について、毎月の給料や賞与の支払の際に源泉徴収をした税額の合計額と、その年の給与の総額について計算した納付すべき税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続です。

個人事業主の方や年末調整の対象とならない人については翌年の確定申告により所得税の申告及び納付を行う事となります。

給与の支払を受ける人の大半は確定申告を行わずに、年末調整の手続きだけで所得税の納税が完了することとなります。

年末調整に必要な書類

所得税の計算は、実際に給与として支給した金額から給与所得控除額を差し引いた金額を計算します。そこから各種の所得控除を差し引いて所得金額を計算し、これに税率を乗じて所得税額を計算します。

所得控除は数種類がありますが、これらの控除を受けるためには「扶養控除申告書」、「保険料控除申告書」の提出及び各種証明書類の添付が必要となります。従業員の方には上記申告書を正確に記入して頂き、各証明書類とともに確実に提出して頂く必要があります。

表1は年末調整で受けることができる所得控除の種類と、必要となる証明書類の一覧です。書類を回収する際の参考としてください。

年の中途中で就職した場合

年の中途中で就職し年末まで勤務している人についても年末調整の対象となります。

今の会社へ就職する前にその年中に別の会社に勤めて給与の支給を受けていた場合には、その給与の額を含めて年末調整をする必要があります。該当する方は、前職の会社から源泉徴収

票を取得する必要があります。前職の源泉徴収票がない場合には、年末調整をすることが出来ません。来年確定申告をしていただくこととなりますので、前職の源泉徴収票は早めに取得していただくようお願いいたします。

表 1

所得控除の種類	必要書類及び確認事項
配偶者控除	配偶者の収入金額の確認
配偶者特別控除	〃
扶養控除	家族の収入金額の確認
社会保険料控除	国民年金保険料の控除証明書、国民健康保険の払込通知書（家族分も含む） 給与から差し引いた社会保険料の額の確認
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の払込証明書
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
障害者控除	障害者手帳、療養手帳 障害者控除対象者認定書
寡婦（寡夫）控除	寡婦（寡夫）に該当するか
勤労学生控除	在学証明書等

扶養の可否について

年末調整で間違いやすい事としては、扶養の可否の判断です。所得税法では、扶養と同居は別のものとして考えます。

扶養とは、世帯主と生計を一にする奥様やその他の親族でその年分の課税標準の合計が38万円以下の人を言います。分かりにくくしているのは「生計を一にする」と「課税標準の合計が38万円以下」です。「生計を一にする」は、同居と同じではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱われます。又「課税標準が38万以下」とは、例えば、パート収入のみの人は給与額が年間103万円以下、公的年金収入のみの人で65歳以上ならば年金額が年間158万円以下、65歳未満の方なら年金額が108万円以下の場合を言います。

同一生計で、かつ上記収入の範囲内であれ

ば、扶養親族となることができます。しかし、収入が上記の額を超えているにも関わらず扶養親族として申告してしまうと翌年あるいは翌々年に税務署から通知が会社に届き、所得税が追徴されることになりかねません。

例えばお子様が19歳以上22歳以下の方の場合、特定扶養親族として63万円の扶養控除が認められています。お子様の収入が103万を超えてしまい、扶養親族から外れた場合、追徴される税額が想像以上に多くなる場合があります。お子様がアルバイトをされている場合には十分注意して頂く必要があります。

同居かそうでないかで、控除額が変わる場合もありますので、扶養親族の住所欄には、本人と同じとか、同上とかで構いませんので、住所を記載していただくことをお願いいたします。例えば本人又は配偶者の直系尊属で70歳以上の方を扶養に入れている場合に、本人又は配偶者と同居でない場合には48万円の控除額ですが、同居の場合には、58万円控除できます（同居老親等）。

扶養親族の方が特別障害者の場合には、本人又は配偶者を含めたその他の扶養親族と老人ホーム等に入居して同居でない場合には40万円の控除額ですが、同居の場合には75万円控除できます。（同居特別障害者）

なお、同じ家屋に居住すること以外に、治療の為の長期入院（治療の結果1年以上に及ぶものも含む）も税法上、同居の扱いとなります。

年末調整では出来ない所得控除

年末調整で出来るかと誤解されている所得控除がありますので、ご注意ください。

まず医療費控除です。年末調整の資料を回収させて頂く際に、医療費の資料をご用意して下さいの方がみえますが、医療費控除は年末調整ではできません。また、ふるさと納税を含めた寄付金控除、雑損控除も年末調整で行うことができません。これらは確定申告でしか行うことが出来ない控除となります。

何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。 以上